



高校生世代の児童を養育するご家庭



令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

- この給付金では所得要件に該当し0歳～18歳の児童を養育する方に対し児童1人当たり現金10万円の一括給付を行います。
- 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童分の給付金を受け取るには、**申請が必要な場合があります。**
- 以下を参考に、該当する方は、申請手続きをお願いします。

高校生世代の児童のほかに、中学生以下の児童を養育していますか？

はい

いいえ

勝浦町から令和3年9月分
(10月振込)
の児童手当を受給していますか？

高校生世代の方は婚姻されていますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

支給の対象外です

申請は不要です
※児童手当受給口座へ
振り込まれます。

- ① 勝浦町以外の市町村から受給している場合は、当該市町村へお問合せください。
- ② 所属庁から児童手当を受給されている公務員の場合→**申請が必要です！**
※このチラシの裏面をご確認ください

養育している方が令和3年9月30日時点で住民票をおいていた市町村で申請が必要です。
(勝浦町に住民票があった方が福祉課まで申請してください)

1. 支給対象者

令和3年9月30日時点で、(婚姻している方を除く)平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育し、下記の要件を満たす方

ア. 児童の養育者(父、母等)のうち、生計を維持する程度が高い者。

イ. 令和3年度の所得額(地方税法による)が、児童手当の所得制限限度額未満の方

2. 申請方法

➤ 申請書に必要事項(申請者・対象児童の情報および振込先指定口座等)を記入し必要書類と併せて、勝浦町福祉課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

➤ **提出期限は令和4年1月28日です。**

※令和3年1月1日時点のご住所が勝浦町外の場合、「令和3年度 所得課税証明書」の提出を求めることがあります。

※養育する児童と住民票を別にしてしている場合、児童の住民票など必要書類の提出を求めることがあります。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに勝浦町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに勝浦町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問合せ先 勝浦町福祉課 (電話)0885-42-1502